

.....問4の言葉の説明.....

1. **男女共同参画社会**：誰もが性別に関わりなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
2. **女子差別撤廃条約**：女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択、昭和56年（1981年）9月に発効。我が国は昭和55年（1980年）7月に署名、昭和60年（1985年）6月に批准したが、条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に意見、勧告を送付するという内容の女性差別撤廃条約選択議定書については、批准していない。
3. **男女雇用機会均等法**：雇用の分野において男女の均等な機会および待遇の確保を目的として制定。職場における男女の差別を禁止し、採用、昇進、定年等について男女ともに平等に扱うことを定めた法律。昭和61年（1986年）に施行、平成9年（1997年）に一部改正。
4. **男女共同参画社会基本法**：男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年（1999年）6月に施行。
5. **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年（2001年）10月に施行。「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚を含む。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も引き続き暴力を受ける場合を含む。平成25年（2013年）の法改正によって、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く）からの暴力についてもこの法律を準用することとなった。令和6年（2024年）の改正によって、接近禁止命令の発令要件が「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大されるなど、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が図られた。

6. **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)**：平成 28 年（2016 年）4 月施行。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられた。
7. **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）**：育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立が図られるよう支援し、その福祉を増進すると共に、経済や社会の発展に資することを目的として施行。平成 29 年（2017 年）10 月施行の改正法では、育児休業期間の延長、男性の育児参加を目的とした休暇制度の新設などが盛り込まれた。
8. **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）**：女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和 6 年（2024 年）4 月に施行。
9. **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、国家公務員等への女性の採用・登用の促進等が実施されている。
10. **デートDV**：恋人同士の間で起きる暴力のこと。DVとは“ドメスティック バイオレンス Domestic Violence”の頭文字をとったもの。
11. **ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と生活の調和」。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や介護を担う時期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。
12. **枚方市男女共同参画推進条例**：3 ページ以降に掲載。
13. **枚方市男女共生フロア・ウィル**：性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指す枚方市の拠点施設。令和 6 年（2024 年）9 月にひらかたサンプラザ 3 号館からステーションヒル枚方 6 階に移転。
14. **枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」**：DV防止法に基づき、平

成 25 年（2013 年）4 月に DV 被害者支援の専門窓口として開設。専用電話 072-841-3134。

……………問 20 の言葉の説明……………

1. パートナーシップ宣誓制度（平成 31 年 4 月より）

一方または双方が性的マイノリティであるカップルを対象としている。この制度は法律上の効果（婚姻、親族としての関係性の形成、相続、税法上における控除等）が生じるものではないが、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、社会においていきいきと活躍されることを期待して、パートナー関係であると宣誓されたことを公に証明するものである。宣誓されたことを証明するものとして、パートナーシップ宣誓書受領証を交付している。

2. LGBTQ+電話相談（平成 31 年 4 月より）

性的マイノリティに関する電話相談窓口を開設、相談には専門相談員が対応している。ご本人だけではなくご家族、ご友人なども相談可。秘密厳守、匿名でも相談できる。

3. LGBT 啓発リーフレット「ありのままにじぶんらしく」

性的マイノリティへの理解促進のための啓発リーフレット。市内の公共施設で配布している。このリーフレットでは、性別は男と女の 2 つだけではなく、多様な性があり、LGBTQ+ についての説明や当事者が困っている事、傷ついていること、わたしたち 1 人 1 人ができることは何かについて、わかりやすく解説している。

4. コミュニティスペース（令和元年 7 月より）

性的マイノリティの方々が気軽に集えて日頃の悩みや思っていること、情報交換などができる場として「ひらかた・にじいろスペース」（コミュニティスペース）を定期的に開催している。

5. ひらかた・にじいろ宣言（性的マイノリティ支援宣言）

枚方市は、誰もが多様性を認め合い、いきいきと暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでおり、その一環として、平成 31 年（2019 年）3 月に性的マイノリティ支援宣言「ひらかた・にじいろ宣言」を行い、性の多様性の理解促進に向けて様々な取り組みを進めている。

6. 6 色の気球をデザインしたアライステッカー

多様な性自認・性的指向に理解のある人のことであり応援する人のこと。英語の「ally」が語源。6 色の虹は性の多様性を表すシンボルカラーであり、枚方市 PR 大使であるたけうちひろさんがデザインした 6 色のにじいろの気球のステッカーを配布している。虹色のグッズを身につけることは ALLY（アライ）であることの可視化につながる。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、教育に関わる者、事業者等（事業者及び市民団体をいう。以下同じ。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 人権侵害 法律に違反する行為のほか、日本国憲法、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の人権に関する条約、世界人権宣言等の趣旨に反する差別的取扱い、嫌がらせその他の人権を侵害するあらゆる行為をいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等又は配偶者、恋人等であった者に対する身体的、精神的、性的若しくは経済的な暴力又は社会的行動を妨げる暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与え、又は意に反する性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 積極的改善措置 すべての市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関する男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲内において、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと。
- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。

(性別を理由とする人権侵害の禁止等)

第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の暴力による人権侵害を行ってはならない。
- 3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。
- 4 市は、前3項に掲げる人権侵害を根絶するための教育その他のそれらの人権侵害の予防に関する施策を推進するとともに、それらの人権侵害の被害者の相談及び支援に関する施策を実施するものとする。

(不特定の市民を対象とした情報への配慮)

第5条 何人も、不特定の市民を対象とした情報において、基本理念に反し、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 市は、不特定の市民を対象とした情報において、率先して、男女共同参画の推進に配慮した表現を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、社会における制度又は慣行で男女共同参画の実現を妨げている要因となっているものを取り除くよう努めなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者等及び市民の取組と相互に連携し、協力し合わなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 教育に関わる者は、教育活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第9条 市民は、性別にかかわらず、個人として尊重され、人権を行使する主体であり、まちづくりの構成員として、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の市町村男女共同参画計画として、枚方市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画の策定に当たっては、市民の価値観の多様化を踏まえ、市民の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮するものとし、次

に掲げる観点を特に踏まえなければならない。

- (1) 市民が、性別にかかわらず、所属する組織における運営の方針決定及び実施に対等に参画することができるようにすること。
 - (2) 市民が、仕事、地域活動等の活動と家庭生活における活動とを両立することができるようにすること。
 - (3) 市民が、生涯にわたって妊娠、出産等に関して、健康な生活を営み、自らの意思を互いに尊重されることができるようになること。
 - (4) 市民が、人権保障に関する国際社会における取組を知り、及び国際的な視野を広げることによって、国内外において異なる多様な生活及び文化の相互理解を促進することができるようにすること。
- 3 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、枚方市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の進捗状況を公表しなければならない。

(体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ横断的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って取り組むものとする。

(拠点施設の設置等)

第12条 市は、男女共同参画の推進を図るため、その拠点となる施設（以下「拠点施設」という。）を設置するものとする。

- 2 市は、拠点施設において、次に掲げる施策を実施するものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する啓発及び相談を行うこと。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - (3) 男女共同参画の推進に関する市民の学習その他の活動の支援を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な施策
- 3 市は、男女共同参画の推進を図るため、拠点施設の機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更並びに男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べるができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女の委員の数は、ともに委員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(意見等の申出)
- 第14条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見を、市長に申し出ることができる。
- 2 市民は、性別を理由とする人権侵害その他の男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合は、市長にその旨を申し出ることができる。
 - 3 第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、調査を実施し、必要に応じて措置を講じるものとする。
 - 5 市長は、第2項の規定による申出があったときは、相談に応じるとともに、必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、国、大阪府その他の関係機関と連携を図るものとする。

附 則[平成22年3月31日公布]

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第35号〕

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成29年規則第12号で、同29年3月22日から施行〕